

○ 藤 枝 市 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体 取 扱 要 綱

制 定 平成10年 6月22日藤管第 50号
最近改正 平成25年12月16日藤契第 45号

(目的)

第1条 この要綱は、藤枝市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する共同企業体をいう。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事の選定)

第2条 対象工事は、当該工事を所管する部長が、工事の規模、内容等を勘案して選定する。

(構成員数)

第3条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合わせ)

第4条 構成員の組合わせは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、藤枝市における建設工事入札参加資格の認定を受けている者の組合わせであること。
- (2) 次条第7号又は第8条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合わせであること。

(構成員の要件)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止の期間中でないこと。
- (6) 藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）に基づく指名排除を受けている期間中でないこと。
- (7) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。
- (2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(指名委員会・入札参加資格委員会への諮問)

第9条 第5条第7号又は前条第2号の要件を別途定める場合には、対象工事を所管する課長は、入札参加資格設定調書（第1号様式）を作成し、あらかじめ、藤枝市建設業者指名委員会規程（昭和51年藤枝市訓令第13号・藤枝市水道部訓令第1号）に定める藤枝市建設業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）又は、藤枝市制限付き一般競争入札試行要領（平成9年藤枝市訓令第2号）に定める入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）に諮るものとする。

(資格の公告)

第10条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合わせ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者要件
- (6) その他必要と認める事項

(資格申請)

第11条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法その他必要な事項（昭和63年藤枝市告示第69号）に定める次の書類を、市長に提出するものとする。

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 共同企業体協定書の写し（第2号様式による）
- ウ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- エ 競争入札参加資格の認定に必要とする資料

(資格認定)

第12条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

ただし、第5条第7号又は第8条第2号の要件を別途定めた場合には、所管の課長は、入札参加資格審査申請者一覧表（第4号様式）を作成し、あらかじめ、指名委員会又は資格委員会に諮るものとする。

(競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明)

- 第13条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求められるものとする。
- 2 前項の理由を求められたときには、原則として競争入札参加資格を認定しなかった理由についての説明を求められることができる最終日の翌日から10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
 - 3 説明を求めた者に入札参加資格を認定する場合には、前条第1項の結果通知を取り消し、前項の回答とあわせて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、指名委員会又は資格委員会に諮るものとする。

(契約方式等)

- 第14条 第10条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
- (1) 第12条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体の中から、競争入札に参加する者を指名し、指名競争に付すること。
 - (2) 第12条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体を対象に、一般競争に付すること。
- 2 前項第1号の場合において、指名競争入札に付する特定建設工事共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときは、第10条の手続きを経て、これを補充するものとする。

(存続期間)

- 第15条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として3箇月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

- 第16条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表(第5号様式)を市長に提出するものとする。なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

附 則

この要綱は平成10年6月22日から施行する。

附 則

この改正は平成11年4月 1日から施行する。

附 則

この改正は平成26年1月 1日から施行する。

第2号様式（第11条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 建設株式会社 ○○%
- 建設株式会社 ○○%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるもの

とする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することはできない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が協同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われぬ。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は協同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めぬ事項）

第19条 この協定書に定めぬ事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印